

# 京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月7日（金）午後3時から午後4時

2 開催場所 305会議室

3 出席委員（12人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	2番	上村孝男
	4番	川端美恵
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	14番	中川利一
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	22番	山崎安喜男

4 欠席委員（2人）

	23番	山下明子
	25番	米田五司

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第5号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可について

第4号議案 農地の形状変更の届出について

第5号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）  
について

第6号議案 農用地利用集積計画の決定について

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 古川 義男

事務局長補佐 岩本 真吾

主任 寒川 悠也

7 会議の概要

古川事務局	(農業委員会事務局長 挨拶)
-------	----------------

長 喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
喜多会長	<p>ただいまの出席委員は12名です。定足数に達していますので、これより京田辺市農業委員会5月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	澤田委員、前川委員、お願いします。
喜多会長	<p>報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第1号に関連する委員は退室をお願いします。</p> <p>(1名の委員が退室)</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について説明させていただきます。</p> <p>(番号1について、地域は打田、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は打田、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号3について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号4について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	報告第1号について、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
委員	(番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>

喜多会長	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。</p> <p>(1名の委員が入室)</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について説明します。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号3について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号4について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号5について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	報告第2号の1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2、番号3、番号4、番号5について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第3号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明します。

<p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>(番号1について、地域は東、地目は台帳、現況ともに田、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号3について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号4について、地域は普賢寺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>報告第3号の1番から地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>(番号2について、地元委員から説明)</p> <p>(番号3について、地元委員から説明)</p> <p>(番号4について、地元委員から説明)</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p>	<p>報告第4号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第4号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。転用目的は、長屋住宅。場所について説明。受理通知年月日は、令和3年3月25日。)</p> <p>(番号2について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。転用目的は、露天貸駐車場と管理事務所。場所について説明。受理通知年月日は、令和3年3月31日。)</p> <p>報告第4号、地元委員の説明をお願いします。</p>

委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第5号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。
	(番号1について、地域は田辺、地目は台帳が田、現況が畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、建築資材、土木資材を置く露天資材置場。場所について説明。受理通知年月日は、令和3年4月11日。)
	(番号2について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸人、借人について説明。転用目的は、露天駐車場。場所について説明。受理通知年月日は、令和3年4月20日。)
喜多会長	報告第5号の1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第5号、専決処分による報告について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。
	(なし)
喜多会長	報告第5号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、関係する委員の退室をお願いします。
	(1名の委員が退室)
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について説明します。</p> <p>(番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が高齢で管理できないため、農業経営の拡大を図る方に譲渡されるもの。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳が田、現況は畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は農業経営の拡大を図るため。)</p> <p>(番号3について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は経営を縮小したいため、譲受人は隣地と一体利用し経営の拡大を図るため。)</p> <p>(番号4について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は隣地と一体利用し経営の拡大を図るため。)</p> <p>(番号5について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理ができないため、譲受人は隣地と一体利用し経営拡大を図るため。)</p> <p>(番号6について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は隣地と一体利用し経営拡大を図るため。)</p> <p>(番号7について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は遠方に転居のため、譲受人は農業経営の拡大を図るため。)</p>
喜多会長	<p>本日の現地調査について、机上で説明を受けてもらいました班長の委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>本日は、会議室で事務局からの説明と写真等の資料を見せていただいて説明を受けました。</p> <p>対象は、第1号議案1番から7番の7か所及び第2号議案の1番、第3号議案の1番、この9か所につきまして説明を受けました。</p> <p>問題無いと考えます。</p>
喜多会長	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号2について、地元委員から説明)</p>

委員	(番号3、番号4、番号5について、地元委員から説明)
委員	(番号6について、地元委員から説明)
委員	(番号7について、地元委員から説明)
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	異議等が無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。  (1名の委員が入室)
喜多会長	第2号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。  (番号1について、地域は草内、地目は台帳が田、現況が畑、面積、申請人について説明。転用目的は、露天貸駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は、手続済み。)
喜多会長	第2号議案について、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	異議等が無いようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。

喜多会長	第3号議案、関係委員の退室をお願いします。  (1名の委員が退室)
喜多会長	第3号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。  (番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。転用目的は、露天資材置場。場所について説明。土砂の流出防止策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は、手続済み。
喜多会長	第3号議案について、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。  (1名の委員が入室)
喜多会長	第4号議案、農地の形状変更の届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第4号議案、農地の形状変更の届出について、説明します。  (番号1について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は、盛土を行い、農業の効率化を図るための形状変更。)
喜多会長	第4号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)



喜多会長	<p>第4号議案、農地の形状変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等が無いようですので、第4号議案、農地の形状変更の届出について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第5号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5号議案、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）について。</p> <p>平成21年12月の農地法の改正により、市区町村の農業委員会が、別段の面積、いわゆる下限面積を設定できることとなっています。また、農業委員会は、下限面積の設定または修正の必要性について、毎年検討することが求められています。</p> <p>下限面積については、法律上は50アールという定めがございますが、本市につきましては30アールと定めており、これまでにおきましても支障なく運用できています。</p> <p>そこで、今年度につきましても、本市の下限面積につきましては、昨年度に引き続き30アールとすることでお諮りさせていただきたいと考えています。</p>
喜多会長	<p>第5号議案、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>よその市町はどのぐらいですか。例えば北海道とかやったら広いですか。</p>
事務局	<p>北海道は2ヘクタールです。</p> <p>京都府内でも、30アールか40アールがほとんどです。綴喜地区、八幡市、京田辺市、宇治田原町、井手町については30アール、久御山町も30アールと、大体この辺りは30アールで統一しています。</p> <p>京都市は10アールを下限面積としています。</p>
委員	<p>問題になっている過疎区域や限界集落は下限面積を下げています。人口の流出で、村が終わってしまうので。地方ではだんだん下限面積を下げていますが、京田辺市はまだそういうところは見受けませんが、そろそろ限界集落の感じがしています。</p>

喜多会長	<p>ほかにはご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等が無いようですので、第5号議案、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第6号議案、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、事務局から説明をいたしますが、案件の中の借受者に4人の委員と私、喜多が関係します。</p> <p>ついでに、農業委員会等に関する法律第31号第1項の規定による議事参与の制限により、当該案件には関わることができませんので、次のとおり審議を行います。</p> <p>まず、番号2、30、33、34、42、52、53、55、56、66、96、101、119を除く利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>次に、3名の委員に退室いただき、番号2、33、34、52、53、56、101の利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>最後に、私、喜多と1名の委員が退室し、番号30、42、55、66、96、119の利用集積計画についてお諮りをします。その際、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、議事の進行は職務代理者が行うこととなりますので、ご了承願います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>(農政課職員から、利用集積計画について説明)</p> <p>まず、番号2、30、33、34、42、52、53、55、56、66、96、101、119を除く利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご異議はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議が無いようですので、本件を承認し、市長宛て、進達します。次の案件の審議に当たり、関係する3名の委員の退室を求めます。</p>
農政課	
喜多会長	
喜多会長	
喜多会長	

喜多会長	<p>(3名の委員が退室)</p> <p>番号2、33、34、52、53、56、101の利用集積計画についてお諮りをします。ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議が無いようですので、本件を承認し、市長宛て、進達します。審議が終わりましたので、3名の委員の入室を求めます。</p> <p>(3名の委員が入室)</p>
喜多会長	<p>次の案件は、私、喜多と関係する1名の委員が退室しますので、議事の進行は職務代理者をお願いします。</p> <p>1名の委員の退室を求めます。</p> <p>(喜多会長と1名の委員が退室)</p>
澤田職務代理	<p>私が議事進行いたします。</p> <p>ただいま審議いたします番号30、42、55、66、96、119について、ご質問、ご意見等はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
澤田職務代理	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
澤田職務代理	<p>異議が無いようですので、本件を承認し、市長宛て、進達します。入ってもうてください。</p> <p>(喜多会長と1名の委員が入室)</p>
喜多会長	<p>議事は終わりましたので、何かそのほかご意見等がございましたら。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ありがとうございました。ご苦労さまでした。事務局、何かありますか。</p>
古川事務局	<p>ないです。</p>

<p>長 喜多会長</p>	<p>委員さんからよろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>議事は終わらせてもらいます。 事務局、お願いします。</p>
<p>古川事務局 長</p>	<p>慎重審議、ありがとうございました。 これで、本日の総会を終了させていただきます。 閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>澤田職務代 理</p>	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>